

吉野ヶ里町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

## 吉野ヶ里町定住奨励金支給申請書

吉野ヶ里町定住奨励金の支給を受けたいので、吉野ヶ里町定住奨励金支給要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

夫婦双方が下記住宅に住所を定めた日	令和 年 月 日		
上記の日における夫婦の年齢	申請者： 歳 / 配偶者： 歳		
対象となる住宅	住宅の所在地	吉野ヶ里町	
	建物の請負又は売買契約の日	令和 年 月 日	
	建物の所有権移転又は保存登記の日	令和 年 月 日	
	住宅の取得価格（税抜）	円	
基本額(A)	取得経費又は20万円のいずれか低い額	円	
子育て加算金(B)	申請者の子※1の人数	人×10万円＝	円
転入加算金(C)	対象者※2である場合は10万円		円
奨励金の支給申請額(A+B+C)			円

※1 住宅に住所を定めた日の時点で中学生以下である申請者の子で、申請者又はその配偶者とともに住宅に入居した者をいう。

※2 申請者及び配偶者が令和3年4月1日以降に本町へ転入した者であり、住宅の請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年以内に本町に住所を定めたことがない者をいう。

## 【添付書類】

- 住宅に居住する世帯全員の住民票謄本（個票）発行後3ヶ月以内で続柄及び本籍記載のもの。
- 住宅の請負契約書又は売買契約書の写し
- 住宅に係る土地及び建物の全部事項証明書（所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの）
- 建築基準法に基づく検査済証の写し又は第4条第1項第3号に規定する現行の耐震基準に適合していることを証明する書類
- 住宅の案内図、配置図及び各階平面図（間取り図）
- 住宅に居住する全員（申請日の属する年度の4月1日において18歳以上のものに限る。）の町税等租税公課に滞納のないことを証明する書類（発行後3ヶ月以内のものに限る。ただし、学生にあっては、在学証明書等に代えることができる。）
- 住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って自己及び配偶者の3年間の居住地が分かる戸籍の附票（転入加算金を申請する場合のみ。）
- 誓約書（様式第2号）
- その他町長が必要と認める書類

